

奈良県訓令第二号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和三年六月七日から施行する。

令和三年六月四日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二十五号ク中「並びに医師・看護師確保対策室の課の室長並びに」を「医師・看護師確保対策室の課の室長、」に、「疾病対策課及び」を「及び疾病対策課の課長、新型コロナワクチン接種推進室の課の室長並びに」に改める。